

国不動第 156 号
制定 令和 5 年 3 月 28 日

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の報酬の額のインターネットでの公表について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 3 項の規定により告示された同条第 1 項の報酬の額については、国土交通省ウェブサイトにおいても公表するものとする。

附 則

（施行期日）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。